

平成25年第1回尾鷲市議会定例会会議録

平成25年3月21日（木曜日）

○議事日程（第5号）

平成25年3月21日（木）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第37号 平成25年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第 3 議案第38号 平成24年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について
- 日程第 4 議案第39号 権利の放棄について
（提案説明、質疑、委員会付託）
- 日程第 5 議案第 1号 尾鷲市地区集会所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2号 尾鷲市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3号 尾鷲市公共下水道及び都市下水路の構造等の技術上の基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4号 尾鷲市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5号 尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 6号 尾鷲市暴力団排除条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 7号 選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 8号 尾鷲市職員退職手当条例等の一部改正について
- 日程第13 議案第 9号 尾鷲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第10号 尾鷲市障害者介護給付審査会の委員の定数を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第11号 尾鷲市道路等占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第16 議案第12号 尾鷲市営住宅条例等の一部改正について
- 日程第17 議案第13号 尾鷲市都市公園条例の一部改正について

- 日程第 1 8 議案第 1 4 号 尾鷲市消防団条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 1 5 号 尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 1 6 号 住民生活に光をそそぐ基金条例の廃止について
- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 平成 2 5 年度尾鷲市一般会計予算の議決について
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 平成 2 5 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 平成 2 5 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 平成 2 5 年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 平成 2 5 年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 平成 2 5 年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 平成 2 4 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 6 号）の議決について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 平成 2 4 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 平成 2 4 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 平成 2 4 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 4 号）の議決について
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 平成 2 4 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 2 号）の議決について
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について

- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 7 議案第 3 3 号 尾鷲市道路線の認定について
- 日程第 3 8 議案第 3 4 号 東紀州農業共済事務組合同規約の変更に関する協議について
- 日程第 3 9 議案第 3 5 号 三重県市町総合事務組合同規約の変更に関する協議について
- 日程第 4 0 議案第 3 7 号 平成 2 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 号）の議決について
- 日程第 4 1 議案第 3 8 号 平成 2 4 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 7 号）の議決について
- 日程第 4 2 議案第 3 9 号 権利の放棄について
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 4 3 発議第 4 号 尾鷲市議会基本条例の制定について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程追加 発議第 5 号 尾鷲市議会の議決すべき事件を定める条例の廃止について
（採決）
- 日程追加 議会改革特別委員会の廃止について
（委員長報告、採決）

○出席議員（15名）

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1 番 北 村 道 生 議員 | 2 番 内 山 鉄 芳 議員 |
| 3 番 端 無 徹 也 議員 | 4 番 田 中 勲 議員 |
| 5 番 三 林 輝 匡 議員 | 6 番 神 保 美 也 議員 |
| 7 番 南 靖 久 議員 | 8 番 三 鬼 和 昭 議員 |
| 9 番 與 谷 公 孝 議員 | 1 0 番 大 川 真 清 議員 |
| 1 1 番 濱 中 佳 芳 子 議員 | 1 2 番 三 鬼 孝 之 議員 |

13番 高村泰徳 議員

15番 中垣克朗 議員

16番 真井紀夫 議員

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長
会計管理者兼出納室長
総務課長
防災危機管理室長
市民サービス課長
環境課長
魚まち推進課長
建設課長
水道部長
尾鷲総合病院事務長
尾鷲総合病院医事課長
教育委員長
教育委員会教育総務課長
教育委員会学校教育担当調整監
監査委員

副市長
市長公室長
財政課長
税務課長
福祉保健課長
商工観光推進課長
木のまち推進課長

尾鷲総合病院総務課長

教育長
教育委員会生涯学習課長

監査委員事務局長

○議会事務局職員出席者

事務局長
議事・調査係書記

議事・調査係長

〔開議 午前10時00分〕

議長（三鬼孝之議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、1番、北村道生議員、2番、内山鉄芳議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第37号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」から日程第4、議案第39号「権利の放棄について」までの3議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案は、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、本定例会に追加提出させていただきました議案について、御説明いたします。

初めに、議案第37号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」及び議案第38号「平成24年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」の2議案について御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、国の補正予算（第1号）で採択されたエリアワンセグシステム基盤整備事業並びに輪内中学校第2期耐震整備事業及び宮之上小学校第1期耐震整備事業を平成24年度に前倒しで実施することになったことが主な内容であります。

まず、議案第37号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

お手元に配付の平成25年度尾鷲市一般会計補正予算書（第1号）及び予算説明書の1ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、補正前の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7億142万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を91億6,157万8,000円とするものであります。

歳入について御説明いたします。

10ページ、11ページをごらんください。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金は、1億6,042万2,000円の減額であります。これは、輪内中学校第2期及び宮之上小学校第1期耐震整備事業に係る学校施設環境改善交付金の減額であります。

17款繰入金、1項基金繰入金、8目尾鷲みどりの基金繰入金は、800万円の減額です。これは、輪内中学校第2期耐震整備事業に充当する予定でした尾鷲みどりの基金繰入金の減額であります。

20款市債、1項市債、1目総務債は、エリアワンセグシステム基盤整備事業債1億4,950万円、8目教育債は、学校教育施設等耐震整備事業債3億8,350万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、歳出であります。

12ページ、13ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費は、4,149万3,000円の増額であります。これは、基金積立金として、今回の補正予算の収支調整後の金額を財政調整基金に積み立てるものであります。

同じく12目防災費は、1億4,957万5,000円の減額であります。これは、情報収集及び発信経費で、エリアワンセグシステム基盤整備工事請負費の減額であります。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は、5億9,334万円の減額であります。これは、学校耐震整備事業で輪内中学校第2期及び宮之上小学校第1期耐震整備事業の工事請負費5億4,175万円の減額が主なものであります。

続きまして、議案第38号「平成24年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」について御説明いたします。お手元に配付の平成24年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）及び予算説明書の1ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億1,223万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を112億5,650万3,000円とするものであります。

歳入について御説明いたします。

10 ページ、11 ページをごらんください。

9 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税は、888 万 4,000 円の増額であります。これは、国の補正予算（第 1 号）にて普通交付税が追加されたことによるものであります。

13 款国庫支出金、2 項国庫補助金、5 目教育費国庫補助金は、2 億 6,774 万 4,000 円の増額であります。これは、輪内中学校第 2 期及び宮之上小学校第 1 期耐震整備事業に係る学校施設環境改善交付金の増額であります。

同じく 6 目総務費国庫補助金は、7,500 万円の増額であります。これは、エリアワンセグシステム基盤整備事業が新たに社会資本整備総合交付金の対象事業となったことから追加するものであります。

14 款県支出金、2 項県補助金、1 目総務費県補助金は、152 万 9,000 円の減額であります。これは、防犯灯整備事業の事業費の確定により地域減災力強化推進補助金が減額となったものであります。

17 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金は、1,008 万 8,000 円の増額であります。これは、今回の補正予算の財源として財政調整基金から繰り入れるものであります。

同じく 7 目尾鷲みどりの基金繰入金は、800 万円の追加であります。これは、輪内中学校第 2 期耐震整備事業に充当するため繰り入れるものであります。

19 款諸収入、5 項雑入、1 目雑入は、2,055 万円の追加であります。これは、水道部において退職する 2 名の退職金の額が確定したことから、水道事業会計負担金として歳入するものであります。

12 ページ、13 ページをごらんください。

20 款市債、1 項市債、1 目総務債は、4,180 万円の増額であります。これは、防犯灯整備事業債 3,270 万円の減額とエリアワンセグシステム基盤整備事業債 7,450 万円の追加によるものであります。

同じく 4 目農林水産業債は、550 万円の増額であります。これは、防犯灯整備事業の事業費の減により、過疎対策事業債（ソフト分）が限度額を下回ったことから、海洋深層水推進事業に振りかえて活用していくものであります。

同じく 7 目教育債は、2 億 7,620 万円の増額であります。これは、輪内中学校第 2 期及び宮之上小学校第 1 期耐震整備事業に係る学校教育施設等耐震整備事業債の増額によるものであります。

次に、歳出であります。

14 ページ、15 ページをごらんください。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は、水道事業会計負担金の歳入による財源更正であります。

同じく11 目防災費は、1 億4,957 万5,000 円の増額であります。これは、情報収集及び発信経費で、エリアワンセグシステム基盤整備工事請負費の追加によるものであります。

同じく13 目諸費は、3,319 万2,000 円の減額であります。これは、防犯灯整備事業で過疎対策事業債（ソフト分）の増額を見込み予算計上しておりましたが、増額が認められなかったこと及び事業費の確定による工事請負費の減であります。

5 款農林水産業費、5 項水産業費、5 目海洋深層水事業費は、過疎対策事業債の振替充当による財源更正であります。

9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費は、5 億9,585 万4,000 円の増額であります。これは、輪内中学校第2 期及び宮之上小学校第1 期耐震整備事業に係る学校耐震整備事業費の増額であります。

続きまして、5 ページにお戻りください。

繰越明許費補正について御説明いたします。

追加で、2 款総務費、1 項総務管理費、事業名、エリアワンセグシステム基盤整備事業、金額、1 億4,957 万5,000 円及び9 款教育費、1 項教育総務費、事業名、学校耐震整備事業、金額、8 億4 万6,000 円につきましては、国の補正予算（第1 号）で事業採択されましたが、年度内での事業完了が難しいことから繰越事業として実施するものであります。

次に、債務負担行為補正について御説明いたします。

輪内中学校の耐震整備を平成24 年度、平成25 年度の2 カ年で実施予定でありましたが、平成24 年度事業として前倒しで実施することから、債務負担行為を廃止するものであります。

以上をもちまして、平成25 年度尾鷲市一般会計補正予算（第1 号）及び平成24 年度尾鷲市一般会計補正予算（第7 号）の説明とさせていただきます。

次に、議案第39 号「権利の放棄について」につきましては、財団法人尾鷲市開発公社の解散に当たり、尾鷲市が代位弁済した3 億5,000 万円のうち、代物弁済として取得する土地及び建物の時価評価額を控除した2 億1,988 万円の債権を放棄するため、地方自治法第96 条第1 項第10 号の規定により議会の

議決を求めるものであります。

以上で、追加議案の御説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 質疑なしと認めます。よって、議案は、所管の常任委員会に付託することに決しました。

ここで休憩し、ただいま付託されました議案を審査していただくため、第2、第3委員会室において、最初に予算決算常任委員会を開催していただき、予算決算常任委員会終了後、総務産業常任委員会を開催していただきますので、よろしく願いいたします。なお、予算決算常任委員会は、10時25分からいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

〔休憩 午前10時14分〕

〔再開 午後 1時15分〕

議長（三鬼孝之議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第5、議案第1号「尾鷲市地区集会所の設置及び管理に関する条例の制定について」から、日程第42、議案第39号「権利の放棄について」までの計38議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました38議案につきましては、所管の常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、生活文教常任委員会、内山鉄芳委員長。

〔2番（内山鉄芳議員）登壇〕

2 番（内山鉄芳議員） それでは、御報告申し上げます。

私たち生活文教常任委員会に付託になりました議案第1号「尾鷲市地区集会所の設置及び管理に関する条例の制定について」、議案第10号「尾鷲市障害者介護給付審査会の委員の定数を定める条例の一部改正について」、議案第29号「尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定について」、議案第30号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」、以上4議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る3月7日午前10時より、市長、副市長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました4議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。

なお、議案第1号「尾鷲市地区集会所の設置及び管理に関する条例の制定について」において、地区集会所の設置及び管理が条例に規定されることになりましたが、従前から行われている地区や自治会等の管理運営やそれ以外の住民も円滑に利用できる体制に関する対応等の必要性に関する意見が出されましたので、申し添えます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 次に、総務産業常任委員会、真井紀夫委員長。

〔16番（真井紀夫議員）登壇〕

16番（真井紀夫議員） 私ども総務産業常任委員会へ付託されました議案第2号「尾鷲市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について」、議案第3号「尾鷲市公共下水道及び都市下水路の構造等の技術上の基準を定める条例の制定について」、議案第4号「尾鷲市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について」、議案第5号「尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について」、議案第6号「尾鷲市暴力団排除条例の一部改正について」、議案第7号「選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等の実費弁償に関する条例の一部改正について」、議案第8号「尾鷲市職員退職手当条例等の一部改正について」、議案第9号「尾鷲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」、議案第11号「尾鷲市道路等占用料徴収条例の一部改正について」、議案第12号「尾鷲市営住宅条例等の一部改正について」、議案第13号「尾鷲市都市公園条例の一部改正について」、議案第14号「尾鷲市消防団条例の一部改正について」、議案第15号「尾鷲市消防

団員等公務災害補償条例の一部改正について」、議案第16号「住民生活に光をそそぐ基金条例の廃止について」、議案第28号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」、議案第31号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」、議案第32号「尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の指定管理者の指定について」、議案第33号「尾鷲市道路線の認定について」、議案第34号「東紀州農業共済事務組合理約の変更に関する協議について」、議案第35号「三重州市町総合事務組合理約の変更に関する協議について」、議案第39号「権利の放棄について」、以上21議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る3月8日午前10時及び本日午前11時55分より、市長、副市長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査をいたしました結果、付託されました21議案のうち、議案第31号の1議案につきましては、賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決し、その他の20議案につきましては、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。

なお、委員会資料として各課から提出される資料につきまして、それぞれの課によって、詳細かつ丁寧なものもあれば、資料不足、あるいは内容が不足しているものも見受けられることから、提出資料につきましては、こうしたばらつきのないよう統一をしていただきたいとの意見がありましたことを申し添えまして、委員長報告とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 次に、予算決算常任委員会、三林輝匡委員長。

〔5番（三林輝匡議員）登壇〕

5番（三林輝匡議員） 私ども予算決算常任委員会へ付託されました議案第17号「平成25年度尾鷲市一般会計予算の議決について」、議案第18号「平成25年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」、議案第19号「平成25年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」、議案第20号「平成25年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について」、議案第21号「平成25年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」、議案第22号「平成25年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」、議案第23号「平成24年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」、議案第24号「平成24年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決につ

いて」、議案第25号「平成24年尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第26号「平成24年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第4号）の議決について」、議案第27号「平成24年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第37号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第38号「平成24年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」、以上13議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る3月11日から15日及び18日、さらに本日を含めて計7日間にわたり、市長、副市長、教育長、病院事務長、水道部長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案第17号「平成25年度尾鷲市一般会計予算の議決について」につきましては、第1条歳出、9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の小学校施設整備事業のうち、尾鷲小学校新築校舎の外壁塗装に係る工事請負費673万2,000円について、今後1年点検に合わせ、設計業者、施工業者との協議を行い、その結果を直ちに議会へ報告し、議会の了承を得るまで予算を執行しないこと、また、外壁の反り、汚れ等の問題についての抜本的対策を協議するため、地元建築関係者と有識者を含めた第三者委員会を早急に設置し、今後の対策について最善の方策を協議した上で、直ちに議会へ報告し意見を求めることを当委員会の附帯決議とし、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議案第19号、議案第37号及び議案第38号の3議案につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決し、その他の9議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告がございますので、これを許可いたします。

最初に、16番、真井紀夫議員。

〔16番（真井紀夫議員）登壇〕

16番（真井紀夫議員） 私は、議案第17号「平成25年度尾鷲市一般会計予算の議決について」と議案第37号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算（第1

号)の議決について」と議案第38号「平成24年度尾鷲市一般会計補正予算(第7号)の議決について」の3議案に対し、反対の立場で討論をいたします。

市長は、この7月25日に任期が終わるため、今回の当初予算は骨格予算としたと言明されました。しかし、詳細にチェックしたところ、新規事業を多数盛り込み、かなり肉づけされた本格予算になっています。

特に目を引くのは、完成からわずか1年で外壁のヒノキ板に塗装しなければならないとした、尾鷲小学校の外壁塗装代673万円の予算です。この外壁の設計は、ログ工法で工事契約されていたのに、工事途中で羽目板工法に設計変更したといういわくづきのものがあります。

市議会は、設計業者と建設業者の説明をしっかりと聞く必要があると思います。説明もなく、確認もしないまま、市民の大切な税金で賄うことを私は承認するわけにはいきません。

市長は、我々議員の任期5月30日までに抜本的な解決を図ることを附帯決議にして、この予算673万円を認めさせたいというようですが、私は、市民の負託を受けていることを忘れてはならないと自分に言い聞かせております。この問題の責任は業者にあると思いますが、それを正そうとしない岩田市長に、不明朗、不適切なことが隠されているのではないかと疑いを抱く市民がいます。私もその1人です。

また、市長は、今回の本予算は骨格予算だと明言しておきながら、1億4,957万円もの新規のエリアワンセグ事業を、議会の常任委員会や全協へ実証報告も説明も相談も一切ないまま、本予算の中へ組み込んできました。この事業は、全国の市町村でまだ一件も採用されていません。半年、1年の日時を争う事業ではありません。改良、改善の余地はないのか、完成度はどうなのか、しっかり見きわめねばなりません。まだ議会で審議も調査もされていない、巨額の費用を必要とするエリアワンセグ事業を急いで骨格予算に組み込むのは、異常ではないですか。

一昨日、急に補正予算案が追加されて、このエリアワンセグ事業が骨格予算から補正予算案に組み替えられましたが、事業内容の調査、信頼度、優先度、将来性等、何一つまともな審議がされていません。

新しい市長は、2カ月余りで決まります。それまで待つて、新市長の判断に委ねるべきだと思います。

今後、何億円もの追加予算が必要になると予想されます。今回の1億

4,957万円を初めさまざまな事業に、市民の大切な税金を軽々に使ってほしくないのであります。尾鷲市議会として十分に調査をして、慎重に審議した上で決める事業だと考えます。

そのほかには、特例方式である随意契約の工事の予算や、小なりといえども新規の事業予算など、岩田市長が言明されたような骨格の新年度予算になっていません。追加された補正予算案のエリアワンセグ事業についても、6月に決まる新市長、新市議会に委ねるべきだと私は思います。新年度まであと10日余りしか残っていませんが、もう一度予算を見直して、早急に臨時議会を開き、常識ある本来の骨格予算を再提案されるべきだと考えます。

よって、現在上程されている本予算と追加された補正予算案に対して、私は反対をいたします。議員各位の御賛同をお願いします。

議長（三鬼孝之議員） 次に、15番、中垣克朗議員。

〔15番（中垣克朗議員）登壇〕

15番（中垣克朗議員） 予算につきましては、補正予算も含めかなりの予算案が出されており、複雑な構成になっておりますが、私なりに整理しまして、議案第17号「平成25年度尾鷲市一般会計予算の議決について」及び追加提案されました議案第37号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第38号「平成24年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」に対しまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

尾鷲市よ、積極的にもっとしっかりやらんかいと前途を懸念する市民の不安の声が噴出しています。今、尾鷲市はちゅうちょできないたくさんの課題を抱えています。いつ起こるかもしれない防災対策しかり、学校耐震しかり、高速道路の延伸にも対応できるまちの活性化しかり。枚挙にいとまがないのが実情であります。

こうした諸課題や市民ニーズに対応していくためには、予算規模がやや大きくなっていくのもやむを得ない場合があります。そんな中、いわゆる選択と集中を思うとき、あれかこれかの二者択一の施策を選択して、果敢に実行しなければなりません。

骨格予算のこと、市長もリーダーとして孤独な宿命を余儀なくされているさなかで、かなり心痛めた様子が垣間見られます。激しく流動していく世相の動向は、極めて至難な時代の中で、間断なくひるまずに市政を運営していくためには、ある程度大きな事業であっても、適正規模のカテゴリーの中で、きちんと年度当初

から対応し、推進していかなければなりません。

例えばエリアワンセグにいたしましても、これまでの街頭スピーカーによる防災無線放送では聞き取りにくいから何とかしてくれという市民の声を、私もたくさん耳にしてまいりました。市長はどうなさるのかな、いつになったら市民の気持ちに対応する事案を披瀝するのかなと、いささかいぶかしがりながら、名案を模索しておりました。そんな中、全国に先駆けて開発されたエリアワンセグを、尾鷲がいち早く導入しようという市長のアグレッシブな決断が示され、そのアクションと決断に、気概に対して、まず、私は賛辞を送りたいと思うのであります。

細かい条件的なことはありそうですが、それは今後きちんと整理すればよいことであります。まずは尾鷲市として、将来のデジタル電波にも対応可能な先進的システムを使って、正確な防災情報を市民の皆さんに伝えられるようになっていくことを評価したいのであります。

また、エリアワンセグシステムの開発実施については、今回の国の補正予算でも尾鷲市の取り組みが認められ、補助金がついたとお聞きしています。財政厳しき折、市長もスタッフも、きちんと外部資金の獲得に成功しておられることに、重ねて評価したいのであります。指導者の要諦には、分析力、洞察力、行動力、経験に裏打ちされた実現力が必要であり、今後とも国や県内外にアンテナを張りめぐらし、尾鷲にとって望ましい援助金獲得を目指してほしいものであります。

そのほか、複雑ではありますが、平成25年度当初予算と第1号補正予算、また、平成24年度第7号補正予算の中で、尾鷲市がなるべく有利になるように工夫が施されている面があるのではないのでしょうか。

しかし、尾鷲小学校の外壁塗装については、そもそも幾多の糾弾的な意見が錯綜しているとき、今回の附帯条件つきの問題では、今後の推移と執行部の対応を、是々非々主義できちんと監視していかなければならない責務が私たちにはあります。

ところで、予算に関連して、基金運用の推移を見ますと、市長が就任なさってから財政調整基金が、年度に差異があるものの、5億円とか8億円がふえ、年合計でも24年度の補正後残高合計は約15億7,000万円になっています。市長は、不測の財政事態に備えるとともに、ひょっとして就任直後から、活性化につなげたくて、よりよい道の駅設置に悲願を込めておられたのではないかと私はひそかに思っています。

以上のような観点から、議案第17号「平成25年度尾鷲市一般会計予算の議

決について」、議案第37号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第38号「平成24年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」につきまして、停滞せずに市政のスムーズな展開のためにも、私は賛成したいと思います。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 次に、13番、高村泰徳議員。

〔13番（高村泰徳議員）登壇〕

13番（高村泰徳議員） 私は、議案第17号「平成25年度尾鷲市一般会計予算の議決について」、反対の立場から討論させていただきます。

今回の当初予算のうち、4款衛生費、2項清掃費、3目塵芥処理施設のごみ処理費に計上されております工事請負費9,700万円につきましては、清掃工場1、2号機炉空気予熱器・ダクト更新にかかわる予算であります。これにつきましては、特許性がないにもかかわらず、複数業者からの見積徴収を行うことなく、随意契約を前提とした予算計上であることであります。

また、同じく4款衛生費、2項清掃費、4目し尿処理費のクリーンセンター運営管理費のうちクリーンセンター施設運転保守管理包括業務委託料2億1,000万円につきましては、これも、随意契約を前提とした予算計上との説明でありました。しかし、同業務を実施できる会社は、私の調べた範囲では全国に24社ございます。

市の財政状況が厳しい折、こうした随意契約は行うべきではなく、少しでも財政負担を軽減し、また、入札の公平性、透明性を確保する観点からも、競争入札を行うべきであると強く訴えるものであります。お金は天から降ってくるものではなく、市民の貴重な税金を使わせていただくことを再認識すべきだと思います。

以上の理由から、議案第17号「平成25年度尾鷲市一般会計予算の議決について」に対し、反対をするものでございます。御賛同いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げまして、私の反対討論とさせていただきます。終わり。

議長（三鬼孝之議員） 次に、9番、與谷公孝議員。

〔9番（與谷公孝議員）登壇〕

9番（與谷公孝議員） 私は議案第17号「平成25年度尾鷲市一般会計予算の議決について」並びに議案第37号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」及び議案第38号「平成24年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」につきまして、賛成の立場から討論を行います。

まず、議案第17号「平成25年度尾鷲市一般会計予算の議決について」につきましては、骨格予算ということでしたので、その金額を見たとき、正直驚きました。予算案を編成して議会に提出するのは市長の責務ですから、この職務権限は尊重すべきでございますが、骨格予算と言うからには前年度よりマイナスになるものと考えておりましたが、市長の任期は7月25日までであり、それまでの市民サービスを低下させてはならず、骨格予算といえども一定規模の予算は必要であると感じました。

その後、前年度との比較分析を行うとともに、執行部からの説明を受け、なぜこういうことになったのかを理解するに至りました。主な要因は、輪内中学校、宮之上小学校の耐震整備事業、クリーンセンター施設能力増強工事、エリアワンセグシステム基盤整備工事を合わせると、約9億円あったからであります。

まず、国庫補助事業で行うとして進めてきた輪内中学校、宮之上小学校の耐震整備事業については、国庫補助金を受けるために昨年から国、県と調整してきた事業であり、当初予算に計上するのは通常と考えました。

次に、クリーンセンター施設能力増強工事については、既に処理量が処理能力を超えている、あるいは限界に来ているということで早急に増強しなければならない状況にあり、予算化を急ぐ必要があると判断をいたしました。

そして、エリアワンセグシステム基盤整備工事でございますけれども、東日本大震災において、津波による情報発信施設等が破壊され、特に津波襲来後において、通信インフラや交通網の寸断で被害の全容を把握できなかったことが、救援、支援の手がおくれた最大の原因と検証されております。尾鷲市の情報伝達手段は、防災行政無線を初め、携帯メール配信、フリーダイヤルによる再聴取、アンサーバックの活用とさまざまな手段を講じておりますが、やはり防災行政無線を補完する戸別受信機の配布が望まれていることも事実と思われれます。

このことから、今後のデジタル化にも対応できるエリアワンセグ放送を防災に活用し、市独自のいつでも、どこでも、誰でも利用可能なシステムの構築を目指し、平成24年度に1年近くかけて実施した実証実験の有用性は、委員会にも報告されております。また、昨年6月3日の土砂災害訓練におきまして、そして、12月15日の津波対処訓練などで、自主防災会など住民の皆様の協力も得て、その利便性も検証済みであります。

エリアワンセグの特徴、利点については、音声、文字、映像が同時に配信できることや、視覚や聴覚の不自由な方や高齢者の方でも扱いやすく、避難時には受

信端末を持ち出し可能で、避難先でも情報の収集ができることであります。また、アナログ通信がデジタル通信に変更されても対応が可能であり、平時には、防災啓発放送などの配信も可能であります。その活用は多岐にわたるものと期待をしております。

これまで住民の皆様から、防災行政無線の放送内容が聞き取れないとの意見が多数寄せられており、現在の戸別受信機にかわるものとして、今回のエリアワンセグシステム基盤整備事業は画期的な事業と考えております。この取り組みの有益性は、国でも認められ、国の補正予算で補助対象となったことであります。

防災・減災対策や小中学校の耐震整備等は、待ったなしの優先度の高い事業であると考えられることから、議案第17号「平成25年度尾鷲市一般会計予算の議決について」につきましては、尾鷲小学校の外壁塗装工事予算に対し、執行については附帯条件を付した上で、また、関連する議案第37号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」において7億142万2,000円が減額されており、及び議案第38号「平成24年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」において7億1,223万7,000円の追加になっております。

こういうことから、私は、賛成討論とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（三鬼孝之議員） 次に、3番、端無徹也議員。

〔3番（端無徹也議員）登壇〕

3番（端無徹也議員） 尾鷲維新代表の端無徹也です。通告に従いまして、反対討論をさせていただきます。

私が今回反対する議案は、議案第17号「平成25年度尾鷲市一般会計予算の議決について」と、議案第38号「平成24年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」であります。

この二つの議案のうち、特に反対するに至った事業予算としては、議案第17号の中の第6款商工費、第1項商工費、第3目観光費の観光施設管理設備事業のうち第13節委託費、夢古道おわせ指定管理料997万5,000円と9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の小学校施設整備事業費のうち第15節工事請負費673万2,000円、及び議案第38号の中の第9款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費の学校耐震整備事業5億9,585万4,000円のうち宮之上小学校に関する予算全てが対象であります。

この三つの事業予算について反対の意思を表明するのですが、これら議案にかかわるそのほかの事業予算全てについては、特に反対の意志はなく、付託された常任委員会の審査においても、担当課にはおおむね納得のいく説明をしていただいております。

しかし、予算編成の都合上、私が反対する三つの事業予算は、ほかの事業予算に含まれて議案上程されていることから、結果的には全ての予算に反対する結果となってしまいます。それゆえに、心痛い反対討論であることを申し述べさせていただくとともに、それでも意思表明するに至った経緯を、簡単ですが述べさせていただきます。よろしくお願いします。

まず、夢古道おわせの指定管理料についてですが、予算決算常任委員会での審査では、今回より契約更新の上で増額された687万5,000円の算定根拠について、当初の説明では不十分との指摘をさせていただき、算定根拠と言われる資料の再提示と説明をいただきましたが、幾ら指定管理を事業委託しているとはいえ、全体に係る収支報告が示されない中で、これまでは委託先に負担をかけていたので、本来は尾鷲市が持つべき予算の負担を今回より計上させていただいたとの市長の説明では、到底市民への説明責任が持てないと判断するに至りました。

特段、指定管理を引き受けてくださっている事業者については、当初からの苦勞を見聞きしている立場でもあるので、あえて反対することには大きな迷いもありました。しかし、大事な尾鷲市民の予算を使わせていただくからには、事情を知らない市民への説明は不可欠ですので、右往左往する市長の説明だけでは、かえって事業者に迷惑をかける結果を招いたとも受け取れます。

先代の尾鷲市が、尾鷲海洋深層水事業に関連した商工業と観光業の発展を目指した事業展開の一環として今の夢古道おわせが位置づけられていることから、もっと丁寧な説明をいただけるものと期待していただけに、私としては説明責任が持てないことから、反対の意思を表明させていただきます。

次に、尾鷲小学校の外壁を整備する工事請負費については、教育長の詭弁ばかりが先行し、あげくの果てには何ら関係のない子供の写真を大きく挙げ、子供を人質にとって予算や事業の賛同を求めているのではないかと見まがうような行動もありました。

教育長が、豊富な知識と教育観を持っておられるのであれば、弁論で述べるだけでなく、これが私の考える尾鷲市の教育だと、新規事業と予算でもって具体策を説明されるべきではないでしょうか。昨年度並みかそれ以下程度の予算計上し

か見当たらない中で、何とも矛盾した行動を見せられるにとどまったように感じてなりません。

結果としては、この事業予算が計上されるに至った尾鷲小学校の耐震整備事業にまでさかのぼることになり、本来の計画であったログ工法による外壁の整備が、事業計画のおくれや羽目板張りに変わった指示先すらも不明であることまで暴露される事態となり、予算決算常任委員会の審査においても、大きな疑念と不信感を招いてしまいました。

この工法の変更が、外壁が急激に変化していく結果を招いたのか、または当初より議会から指摘されていた雨対策の不備を無視し続けて建築を進めたことによるものなのか、それすらも解決されていないままで事業予算を計上することへの反発を、今なお私は持ち続けています。問題解決をしないまま、汚いものにはふたをする体質こそが子供にとっては悪影響であり、大人の都合と事情で子供を引き合いに出すのではなく、尾鷲小学校の子供たちにこそきちんとした説明責任を果たすことが、我々大人に課せられた、最も教育現場を統括する教育長には求められている課題ではないでしょうか。

ただし、この事業予算については、これからこの予算を賛成するであろう同僚の皆様が、この件に附帯決議をつけることをさきの予算決算常任委員会でも話されておりました。その内容は、第三者委員会の設置と早急な対応策を講じることが柱としていと聞き及んでおりますので、その方向性には大いに賛成する1人でもあります。

しかし、根幹となる尾鷲小学校の耐震整備事業については、東日本大震災の前に事業計画されたからの理由で、何ら津波対策も講じないままの校舎となり、それ以外の経緯も含めて、私は当初から、反対する立場を貫いてきています。今回の工事請負費についても、これまでの反省を踏まえて、議会に対応するべきではなかったのかと感じますので、同じく反対の意思表示をさせていただきます。

最後に、宮之上小学校の耐震整備事業についてです。

当初は、新年度予算である議案第17号に計上されておりましたが、国の追加補正から前倒しとなり、平成24年度の補正第7号として計上し直されましたので、一般市民にはわかりづらい反対となっていることを説明させていただきます。

さて、宮之上小学校の耐震整備事業に反対する理由ですが、整備そのものには現在の校舎の老朽化と不便さなども見聞きしておりますので、何ら反対するものではありません。しかし、平成23年の6月に、当時の宮之上小学校関係者様か

らの陳情書に待ったをかけたのは、耐震整備を急ぐ気持ちは大いに理解できるけれども、東日本大震災のあの惨状とその後を見たからには、津波や防災に対しての公共施設のあり方を問うべきだと痛切に感じたからです。このときは、陳情書はそのまま採択されましたが、恐れていたことが現実になってしまったと感じています。

当時のこの陳情書では、避難場所や多目的に使用できる施設としての機能を備えた学校を希望していたにもかかわらず、今回示された設計図を見る限りでは、一時避難として使用できる構造にはしているが、避難場所になり得ることは想定しておらず、多目的に使用するには校舎面積が狭く、災害時を想定した設計になっていないことがわかりました。

そもそも現在の宮之上小学校の校舎面積は、4,780平米あります。今回の設計で約2,500平米と縮小されたのは、生徒数の減少などから鑑みても妥当とは言えるのですが、これが避難場所にも多目的にも使えない設定となってしまっています。

そもそも宮之上小学校の学区となる地域は、南海トラフを想定とした津波の被害を受けやすい低地が多く、北側沿いにも多くの家屋が集中しています。ざっと数えただけでも約800人を超える住民が住んでおり、さらに周辺の低地を加えると約1,000人規模の人たちが、発災時の津波を逃れて高台に駆け上がることを余儀なくされています。その全てが宮之上小学校に集まることはないにしても、この周辺の高台で、しかも雨風がしのげる公共施設は、まさに宮之上小学校しかないのです。

しかし、その宮之上小学校も校庭の海拔が7メートル半と低く、想定では、校舎1階部分も津波の被害を受けることになります。その中で、高台に逃げおくれた人が集中する可能性が考えられます。また、桜茶屋地域への避難を想定しているとはいえ、ここはただの高台でしかないので、逃げ延びた、または生き延びた後のことまで想定はされておられません。

だからこそ、私は当時より東日本大震災を教訓に、宮之上小学校の耐震整備は、今後の津波を意識した設計を希望すると熱弁してきたにもかかわらず、こうした防災面での各課のすり合わせはなく、尾鷲市の防災アドバイザーである片田先生のアドバイスすらも聞いていないとの答弁には、甚だ驚愕しました。このままでは、宮之上小学校近辺の多くの住民は、生き延びても野ざらし、雨ざらしの高台で救援を待つことになります。

また、地域住民を想定していない校舎は、一時避難した生徒も含めて多くの避難者であふれかえり、だとしても帰る家は流され、または壊されており、さらに1階部分が被災した中で、備蓄される物資も限られることから、まさに地獄絵図の様相となる可能性が大きいのではないのでしょうか。

これまで、市長みずからが東北にまで足を運び、多くを学んだと答弁していましたが、何を学んだのかは、公共施設の取り扱いを見ても明らかです。仮に今の設計がこれらを加味されたものであれば、多少なりの私の持論はあるにせよ、その後の方向性には問題はないものと考えるのですが、生徒の一時避難しか考えていない設計となっており、多くの課題がありそうです。もう今さら遅いのですが、校舎を1階部分増すとか、ヘリコプターが乗降できるようにしておくとか、奇想天外かもしれませんが、想定外とは言わせない設計を宮之上小学校には求めていたので、非常に残念ではあります。

子供たちの学びやは、地域の財産でなければなりません。そこまで考えられないことに私は啞然とするしかないのですが、市民の生命を自治体の財産とするならば、そういう施策を講じるのが市長たる責任ではないのでしょうか。よって、この事業予算についても、断腸の思いで反対をさせていただきます。

以上の理由により、私の反対討論とさせていただきますが、これら予算の先には多くの市民がいることに、大きな責任を感じるからこそその反対であります。

私がこれまで在職してきた中では、議案に対する反対が一番多い議員が私であるそうですが、迷わず流されず、立ちどまることや反省することがあっても、今後も執行部と対峙でき、打開していく議員として、再びこの壇上で息巻くことができると感じておりますが、今回のこの二つの議案に対しては、反対の意思を表明させていただくこととなりますので、皆様どうかよろしく申し上げます。反対討論の御清聴、ありがとうございました。

議長（三鬼孝之議員） 以上で通告による討論は終わりました。他に討論はございませんか。

4番、田中勲議員。

〔4番（田中勲議員）登壇〕

4番（田中勲議員） 追加提案されました補正予算によって、平成24年度予算が増額、平成25年度尾鷲市一般会計予算が減額となりましたが、議案第17号「平成25年度尾鷲市一般会計予算の議決について」並びに議案第37号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」及び議案第38号「平

成 24 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 7 号）の議決について」につきましては、賛成の立場から討論を行います。

平成 25 年度当初予算については、前年度を上回る予算となっておりますが、防災・減災対策事業は途切れることなく進めなければならない事業であるとともに、東日本大震災の教訓を得て、敏速かつ的確な情報伝達手段の確保ということがあり、人的被害を避けるためには、市民への伝達機能を十分果たせるよう、あらかじめ仕組みを構築しておかなければならず、エリアワンセグシステム基盤整備事業は、現在の防災行政無線の機能をはるかにしのぐものになると期待しているところであります。

また、ごみ処理に係る清掃工場の空気予熱器・ダクト更新工事、また、し尿処理に係るクリーンセンターの施設運転保守管理の包括業務委託料や施設能力増強工事については、快適で良好な生活を営む上で必要不可欠なものであり、執行方法についても、その特殊性から執行部の考えを尊重したいと思います。

小中学校の耐震整備事業については、既に国の認可も受けており、粛々と進めなければならない事業であること、また、尾鷲小学校の外壁塗装工事につきましては、1 年点検の際、設計業者、施工業者と十分協議していただいた上で、今後の対応について、議会にその詳細を報告していただくこととなっております。

さらに、夢古道おわせの指定管理については、そもそもの沿革や経過等を理解した上で論ずべきであり、今回の指定管理料は、公的要素の見直しによるものと理解したいと思います。ただ、今後は誤解を生じないように、もう少し透明感がある十分な説明をしていただきたい、この点は強く要望しておきたいと思います。

総じて今回の予算案は、一見すると骨格予算の域を超えているように思えますが、本年は市長も我々市議も改選の年であり、年度当初から事業を進めなければ市民生活に影響が及ぶことも考えられることから、安全安心な市民生活の実現に向けた事業を何よりも優先された結果であると思います。また、第 6 次尾鷲市総合計画策定時の市民アンケートによると、多くの市民は安全安心な生活を求めており、財政状況が厳しい中であっても、市民のニーズに応え、社会基盤の整備を行うといった行政の大事な役割を十分果たされるよう、強く望むものであります。

以上、いろいろと述べさせていただきましたが、市民生活に直結する事業の予算計上はやむを得ないことと思います。

よって、議案第 17 号「平成 25 年度尾鷲市一般会計予算の議決について」並びに議案第 37 号「平成 25 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 号）の議決につ

いて」及び議案第38号「平成24年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」につきまして、私の賛成の討論とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（三鬼孝之議員） 他にございませんか。

10番、大川真清議員。

〔10番（大川真清議員）登壇〕

10番（大川真清議員） 議案第17号「平成25年度尾鷲市一般会計予算の議決について」及び議案第38号「平成24年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」、反対の立場から討論を行います。

新年度予算は非常に複雑で、追加された平成24年度第7号補正予算と新年度予算を合わせた13カ月予算となっており、24年度の最終的な予算規模は112億円を超え、過去最大となっております。

新年度予算では、歳入の主たる市税が減少する中、エリアワンセグ基盤整備工事、2校の学校耐震整備、クリーンセンター能力増強工事など、大型事業が盛り込まれています。そのため、財政調整基金などを約7億円取り崩し、苦肉の予算編成を行っています。

一方、国の制度に倣う形での人件費の削減や、骨格予算という形で土木費の減額はあるものの、全体的に補助金の見直しなど、経費の節減は余り見られず、緊縮財政とはなっていません。また、企画費や観光費などで事業の方向性や連携性が見られない予算計上も見られます。さらに、竣工後1年を待たずに小学校の補修を行うという、思わぬ予算計上もありました。

そのような中、市長は尾鷲南インター付近での道の駅事業の推進を明言し、保育園の移転改築、コミュニティーセンターの改築、市役所、体育館の改築、新ごみ処理場の建設など、投資的経費の増加、子育て支援や高齢者対策での扶助費など義務的経費の増加、あるいは病院経営の安定化に対応することができるのか、甚だ疑問があります。

市債残高は、24年度末で110億円を見込み、今後の返済を考えると、来年度以降の予算編成での自由度はますます小さくなることが考えられ、10年後の責任が持てない予算であり、将来への負担増加の予算となることが予想されることから、反対の立場を明確にし、私の討論といたします。

議長（三鬼孝之議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第5、議案第1号「尾鷲市地区集会所の設置及び管理に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第2号「尾鷲市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第3号「尾鷲市公共下水道及び都市下水路の構造等の技術上の基準を定める条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第4号「尾鷲市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第5号「尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第6号「尾鷲市暴力団排除条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第7号「選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等の実費弁償に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第8号「尾鷲市職員退職手当条例等の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第9号「尾鷲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第10号「尾鷲市障害者介護給付審査会の委員の定数を定める条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第11号「尾鷲市道路等占用料徴収条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第12号「尾鷲市営住宅条例等の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第13号「尾鷲市都市公園条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第14号「尾鷲市消防団条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決する

ことに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第15号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第16号「住民生活に光をそそぐ基金条例の廃止について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第17号「平成25年度尾鷲市一般会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。なお、予算決算常任委員会、三林委員長からは、附帯決議をして審査報告が出されております。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

議長（三鬼孝之議員） 起立多数。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第18号「平成25年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。
次に、日程第23、議案第19号「平成25年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(三鬼孝之議員) 挙手多数。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第20号「平成25年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼孝之議員) 挙手全員。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第21号「平成25年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼孝之議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第22号「平成25年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼孝之議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第23号「平成24年度尾鷲市一般会計補正予算(第6号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決する

ことに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(三鬼孝之議員) 起立全員。よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第24号「平成24年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼孝之議員) 挙手全員。よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第25号「平成24年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼孝之議員) 挙手全員。よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第30、議案第26号「平成24年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第4号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼孝之議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第31、議案第27号「平成24年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第2号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼孝之議員) 挙手全員。よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 3 2、議案第 2 8 号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。よって、議案第 2 8 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 3 3、議案第 2 9 号「尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員であります。よって、議案第 2 9 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 3 4、議案第 3 0 号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員であります。よって、議案第 3 0 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 3 5、議案第 3 1 号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員であります。よって、議案第 3 1 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 3 6、議案第 3 2 号「尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員であります。よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第37、議案第33号「尾鷲市道路線の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員であります。よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第38、議案第34号「東紀州農業共済事務組合理約の変更に関する協議について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員であります。よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第39、議案第35号「三重州市町総合事務組合理約の変更に関する協議について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員であります。よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第40、議案第37号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

議長（三鬼孝之議員） 起立多数。よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第41、議案第38号「平成24年度尾鷲市一般会計補正予算（第

7号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(三鬼孝之議員) 起立多数であります。よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第42、議案第39号「権利の放棄について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼孝之議員) 挙手全員であります。よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第43、発議第4号「尾鷲市議会基本条例の制定について」を議題といたします。

事務局長をして、発議の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(三鬼孝之議員) ただいま議題となりました発議につきまして、提出者の提案説明を求めます。

9番、與谷公孝議員。

[9番(與谷公孝議員)登壇]

9番(與谷公孝議員) それでは、発議第4号「尾鷲市議会基本条例の制定について」、提案理由の説明を行います。

本条例は、尾鷲市議会及び尾鷲市議会議員の活動の活性化と充実のために、議会に関する基本事項を定めるものであります。条例制定に至った背景、趣旨、理念につきましては、本条例前文に掲げておりますので、前文の朗読をもって提案の説明とさせていただきます。

尾鷲市は、紀伊半島の豊かな自然に囲まれ、世界遺産に登録されている熊野古道伊勢路を有する歴史文化を育み、漁業と林業を主体とした1次産業によって支えられてきました。昭和29年6月20日に尾鷲市が制定されてからは、それぞれ尾鷲市民によって選ばれた尾鷲市議会議員によって構成される尾鷲市議会と尾鷲市長の二元代表制のもと、尾鷲市の代表機関として市民の利益と福祉の向上に

努めてきました。

しかしながら、1次産業の基盤が大きく揺らいでいる中で、尾鷲市の将来や未来を不安視する声も大きく、議会と市長においては、それぞれの異なる特性を生かして、市民の意見を市政に的確に反映させるため、相互の抑制と均衡を図り、切磋琢磨しながら、最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。

地方分権による自治体の自主的な意思決定と責任の範囲が拡大していることから、特に議会においては、市民の意思を代弁する合議制機関であることから、その持てる権能を十分に駆使し、行政の監視、調査に加えて、政策立案、立法の強化が求められ、論点並びに争点を広く市民に明らかにし、議決する大きな責務があります。

議会は、その使命を達成するために、主権者である市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性と透明性を確保するとともに、市民参加を推進する、活力ある開かれた議会の実現を目指して、市民の信託に全力で応えていくことを決意し、議会の最高規範としてこの条例を制定します。

以上、朗読いたしました前文の内容が、本条例を制定しようとする趣旨でございますので、これをもって提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（三鬼孝之議員） 以上で提案説明は終わりました。

これより発議に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告がございますので、これを許可いたします。

16番、真井紀夫議員。

〔16番（真井紀夫議員）登壇〕

16番（真井紀夫議員） 議会基本条例について、反対討論をさせていただきます。

ただいま私の心は、「仏つくって魂入れず」の残念な思いで胸がいっぱいあります。このたび尾鷲市議会が、市民の信託に応える決意として議会基本条例をつくったわけですが、条文は結構な文章になっており、私も賛同できるものですが、具体的に内容をつぶさに見たとき、ただ1点、大切なところが欠けていると強く感じてきました。一昨日まで、その1点をつけ加えるよう申し上げてきましたが、なぜかかたくなに正副委員長さんに拒絶されました。

まことに残念ですが、拒絶する理由が、納得できないのであります。市長側と

も話し合われたとのことですが、なおさらのこと、私には理解も納得もできません。議員諸兄や尾鷲市政にかかわる皆さんに、また、多くの市民の方々に、いま一度お考えをいただけますよう、この場でもう一度繰り返して、私の意見を述べさせていただきます。

この基本条例の第9条に、議決事件の拡大として、市政全般にかかわる重要な計画について、これまで実施してきた総合計画の基本構想や基本計画のほかに、都市マスタープランや次世代育成支援行動計画、高齢者保健福祉計画、障がい福祉計画を記述して加えたのに、肝心かなめである市民生活にかかわる重要な問題、計画は、市議会の責務として、この第9条に明確に記述しておくべきだと私は何度も申し上げましたが、何ゆえなのか、後日にすればよいというばかりで、堂々めぐりでありました。

もう少し具体例で言いますと、現在市民的に問題になっている道の駅がまさに当てはまります。9条の解説が定かになっていないことも問題ありですが、道の駅については、市長部局が責任を持って進めればよいことで、議会は相談があれば応じるが、議決や審議は拘束されず、したがって、議会としての責務は負わないでもよいということになります。それでは、議会の権能、存在が軽くなるばかりだと思います。私は、議員の1人として、市民に大変申しわけないと強く思います。

そのほかに、過去の例になりますが、元須賀利の例や、また、先人が苦勞して、高速道路の南北インター間を、国道42号を利用するように連結して、車が尾鷲の中心の幹線道路を通るよう設定していましたのを、議会に相談なく、南北インター間を直結してしまうように変更した実態があります。外来客誘致を初めとする尾鷲市のまちづくりを根本からひっくり返してしまうことを、市長サイドが簡単に決めてしまいました。

これら市民生活にかかわる重要な問題は、議会でも十分審議できるよう、9条に加えることを何度も申し上げたのですが、残念ながら聞き入れられなかったということでもあります。

他の条文はよく書けていると思いますが、なぜ市民生活にかかわる重要な問題の条文を加えないのか、私には納得できません。したがって、今回の基本条例には賛同できません。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 以上で通告による討論は終わりました。他に討論はございま

せんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼孝之議員) ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第43、発議第4号「尾鷲市議会基本条例の制定について」、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(三鬼孝之議員) 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

ただいま「尾鷲市議会基本条例の制定について」が可決されたことに伴い、本条例中に議決事項が定められていることから、尾鷲市議会の議決すべき事件を定める条例を廃止する必要がございます。

お諮りいたします。

ここで、発議第5号「尾鷲市議会の議決すべき事件を定める条例の廃止について」を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼孝之議員) 御異議なしと認めます。よって、この際、発議第5号を日程に追加し、議題といたします。

ここで、発議書を配付いたさせます。

(発議書 配付)

議長(三鬼孝之議員) 配付漏れはございませんね。

それでは、事務局長をして、発議の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(三鬼孝之議員) お諮りいたします。

ただいまの議題につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼孝之議員) 御異議なしと認めます。

よって、直ちに採決を行います。

発議第5号「尾鷲市議会の議決すべき事件を定める条例の廃止について」につ

きまして、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(三鬼孝之議員) 挙手多数。よって、発議第5号につきましては、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ここで、議会改革特別委員会の廃止についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼孝之議員) 異議なしと認めます。よって、この際、議会改革特別委員会の廃止についてを日程に追加し、議題といたします。

ここで、議会改革特別委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員会、與谷公孝委員長。

[9番(與谷公孝議員)登壇]

9番(與谷公孝議員) それでは、御報告申し上げます。

議会改革特別委員会におけるこれまでの審査等について、その経過並びに結果を御報告申し上げます。

当委員会は、尾鷲市議会基本条例制定に関すること及び議員定数に関することを審査事項として、平成23年9月6日に、議長を除く全議員の構成で設置され、今般まで慎重に審議を重ねてまいりました。また、この中で、より集中的な議論を行い、各種原案の作成を初め、細部の調整を図るための作業部会を設置し、今般までに作業部会16回、特別委員会を15回開催し、議論を進めてきたところでございます。

まず、議員定数につきましては、議員個々に定数に対する考え方を示した上で、市内15会場において、議会基本条例とあわせて市民説明会を開催し、市民の皆様から貴重な御意見をいただき、その後、作業部会、委員会での議論を重ね、最終的には平成24年第3回定例会におきまして、次回一般選挙より現定数16人を3人減の13人とする条例改正を全会一致で可決したところでございます。

また、議会基本条例につきましては、当委員会が設置される以前より、議会運営委員会において議会改革の一環として取り組みが進められておりましたが、当委員会設置後は、さきの議員定数と同様、市民説明会において市民の皆様から御意見をいただきながら、条例制定に向けたより具体的な中身の検討を行ってまいりました。

また、2月28日から3月14日までの期間で、本条例に対するパブリックコメントを募集し、そこでいただいた意見も一部盛り込ませていただいた上で、去る3月18日に開催された委員会において最終案を取りまとめ、先ほど賛成多数という形ではございますが、本条例が可決されたところでございます。

この議会基本条例は、尾鷲市議会における最高規範として制定されたものであり、前文にも記載されておりますとおり、二元代表の一翼を担う議会及び議員の役割と責任を明らかにし、市民に開かれた活力ある議会として、公平性、透明性を確保しながら、市民の信託に全力で応えていく決意のもと制定したものでございます。

また、今後におきましても、第3条見直し規定に基づき、この条例の目的が達成されているかどうかを常に検証するとともに、時勢に適合した条例とするため、条例改正を含む適切な措置を講じていく必要があるということをつけ加えまして、議会改革特別委員会を廃止することについての委員長報告とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（三鬼孝之議員） 議会改革特別委員長の報告は、以上のとおりであります。

お諮りいたします。

本件は直ちに採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 御異議なしと認めます。

よって、直ちに採決を行います。

「議会改革特別委員会の廃止について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（三鬼孝之議員） 起立全員であります。よって、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、来る3月31日をもちまして御退任されます副市長、横田浩一氏より御挨拶があります。

横田副市長。

〔副市長（横田浩一君）登壇〕

副市長（横田浩一君） 緊張しています。ちょっと深呼吸をさせてください。

尾鷲市副市長を退任させていただくに当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げたいと思います。特に平成25年第1回定例会という、議案を御審議いただ

きました重要な議場におきましてこのような機会を与えていただきましたことに、まずお礼を申し上げます。

私が尾鷲市副市長として就任させていただきましたのは、平成21年11月1日で、はや3年5カ月がたとうとしております。この間、尾鷲市議会議員の皆様を初め数多くの市民の方々と出会い、親交を深めさせていただきました。この尾鷲で皆様と一緒に働かせていただきましたことは、私の人生の中でもとりわけ貴重で、忘れ得ぬものになることと思います。

思い起こしますれば、さまざまな思い出があり、また、失敗もございました。まず、副市長に就任させていただく前、初めて尾鷲市にお邪魔し、全員協議会で自己紹介をさせていただく機会をいただきましたが、大切な場面であるにもかかわらず、我ながら緊張し過ぎたせいもあって、夢古道おわせを夢古道熊野と言いついて間違えてしまい、御出席の議員から御指摘をいただいたことがありました。今思い出しても恥ずかしくて、顔が真っ赤になります。

しかしながら、実はこれを、私は初心忘るべからずの戒めとしております。尾鷲市の副市長として、公人として、常に十分な注意をもって発言と行動をしなければならない、初心を忘れることのないよう、その失敗を常に頭に思い起こし、自分の中での教訓にしていまいりました。

また、副市長に就任させていただいたとはいえ、恥ずかしながら尾鷲市政について右も左もわからない私に、議員の皆様は、これまでの尾鷲市政の歴史や積み重ねを親切に教えてくださいました。議会での説明の仕方ということは、とりもなおさず大切な市民の皆様への説明の仕方ではありますが、どのようにすれば理解していただけるのか、また、どのようなところを反省しなければならないのか、時には優しく、時には厳しく御指導いただきました。尾鷲市のためにおまえも早う一人前になれるよと、そういった温かい心を御教授いただきました。今後も、意を尽くして、誠心誠意物事に正面から当たる姿勢を大切にしていまいりたいと思います。

また、3年5カ月を思い起こす中で、最も印象深かった業務としましては、第6次総合計画の策定に携わらせていただいたこととございます。御承知のとおり、第6次尾鷲市総合計画は、平成24年度をスタートとし、今後10年間の目指す将来都市像、まちづくりのレーンや目標、これを実現するために必要な施策の大綱を示したもので、その将来都市像として、「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」を標榜しております。そして、その重要な要素を人と位置づけ、

おわせ人づくりを推し進めることとしております。私も、そのおわせ人の一員にならさせていただきたいと思っており、今後も尾鷲・東紀州地域の発展に引き続き努力してまいり所存でございます。

また、あの東日本大震災が平成23年3月11日に発生しました。同年9月には、紀伊半島豪雨災害も発生しました。東紀州地域は、以前から大規模地震、津波による被害、集中豪雨や土砂崩れによる被害が心配され、また、用心してきた地域ではございますが、特に東日本大震災、紀伊半島豪雨災害といった大災害を目の当たりにし、生きること、命の重さ、とうとさに改めて身が引き締まるとともに、まさしく自分たちのこととして、災害に対する備えの重要さへの思いを新たに強くいたしました。

私たちを取り巻く自然の猛威とともに、私たちを取り巻く時代や経済の流れも、ますます早く、激しくなってきました。今、尾鷲も、いや応なくその流れの中に、曲がり角に来ているのではないかと思います。

そのような中で、私が最初にこの議場で答弁させていただいた内容が、改めて思い起こされます。平成21年の12月議会のことです。尾鷲市の財政状況についての感想と今後どのような財政運営を行っていくのかを問う御質問でございました。これに対しまして私は、古く中国の礼記を語源として、入るをはかりて出ざるを制す、つまり、収入を計算して、これに見合った支出を行うべきといったことを財政上の心構えとして述べさせていただきました。

さらに、これに続けて私の姿勢を述べさせていただいておりますが、厳しい社会経済情勢にあつて、尾鷲市も歳入に見合った歳出を行うといった方法をとらざるを得ない状況であり、まずは市財政の足元を固めつつ、施策の優先順位を見定め、地道であっても着実な市民サービスを確保していく必要がある。しかし、歳出の縮減ばかりに目を向けていると、本来必要なものを停滞させてしまったり、将来身のあるものへと発展する可能性のあるものなどを見落としてしまうことも懸念される。このようなことから、当面は緊縮財政の方法をとりつつも、時期、タイミングを見定めて、逆に、出ざるをはかりて入るを制すといった積極的財政運営や将来に歳入をふやしていくことのできる施策の芽を植えていくことを常に視点として持っていきたいといった思いを、僭越ながらあらわさせていただきました。

現在、尾鷲市はまさしくその芽を植えており、双葉から本葉につながる施策を着実に打っていくべき時期なのだと改めて感じます。私自身は、なかなか芽から

萌芽、発芽を導くまでには至りませんでした。市民の皆様と市が一緒になって、水をやり、肥料をやり、そして、さんさんと日光を浴び、美しい花が咲き、大きな実がなる、そういったことによって、尾鷲市全体が、この厳しい時代にあっても着実に発展していくのだと私は確信しております。

そういった中で、先ほども申しましたが、所属する組織こそ異なりますけれども、私もおわせ人の一員としまして、今後も尾鷲・東紀州地域の発展に向けて努力し、汗を流し、知恵を絞ってまいりたいと決心しております。

まだまだ尾鷲への思いは言い尽くせませんが、結びといたしまして、尾鷲市議会議員の皆様からの御指導と御鞭撻を初め、市民の皆様の一つ一つの触れ合いに心からお礼を申し上げるとともに、岩田市長、そして職員の皆様からの御厚情とともに汗を流すことができたことに深く感謝を申し上げたいと思います。

皆様、どうもありがとうございました。（拍手）

議長（三鬼孝之議員） 副市長におかれましては、3年5カ月の間、副市長として職務を遂行され、まことにありがとうございました。県に戻られましても、当市の発展に御尽力いただきますよう、よろしく願いをいたします。本当に御苦労さまでした。

次に、3月末をもって退職されます川口財政課長、大倉総務課長、川口防災危機管理室長、中野生涯学習課長、貝川水道部長、児玉病院総務課長、以上の皆様には、退職後もお体を大切にいただき、市の発展に御協力賜りますようお願いをいたします。長いこと本当に御苦労さまでした。（拍手）

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 議員の皆様、大変お疲れさまでございました。

去る2月26日の開会以来、御提案を申し上げました「尾鷲市地区集会所の設置及び管理に関する条例の制定について」を初めとする各種重要案件につきましては、終始慎重に御審議をいただき、いずれも御承認賜りましてまことにありがとうございました。審議の中におきまして、さまざまな御指摘、御意見等いただきました点、特に尾鷲小学校壁面塗装工事請負費につきましては、1年点検における協議内容を十分検討し、議会に御報告させていただくとともに、今後執行に当たり十分心してまいりたいと存じますので、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

また、本定例会の冒頭でも申し上げましたが、本定例会は私の今任期における最後の定例会でございます。市民の皆様、議員の皆様、そして多くの方々からのお力添えをいただきましたことに深くお礼を申し上げ、簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（三鬼孝之議員） 去る2月26日開会以来、長い間まことに御苦労さまでございました。

これをもって平成25年第1回定例会を閉会いたします。

〔閉会 午後 3時09分〕